

奈良県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、山陰土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

退任清算人の氏名及び住所	
村井 重治	
松本 正之	
中谷 善守	
田中 享	
松本 吉弘	
村井 忠夫	
辻本 聰彦	
松本 歳一	
辻本 曜彦	
近木 輝彦	
近木 克弘	
松本 成人	
橋本 義文	
石投 勝	
石投 享	
西谷 博美	
溝端 保	
辻之内 克彦	
仲谷 廣隆	
火打町三〇三	
大津町一	
中町五〇四	
表野町四〇五	
四〇四一二	
四一四	
一一三	
一七八	
二二一	
二二一	
八八一一	
三四一十三	
三一八	
六五	
四三七	
二六四一一	
二五八一二	
二四三	
四二	
一一〇	